

みんなが一緒に学ぶ、働く、暮らす社会へ

障害のある人への

差別をなくそう!

平成28年4月スタート
障害者
差別解消法



わたしたちのまちにはさまざまな人が暮らしています。子ども、お年寄り、外国の人、障害のある人など。みんな違いはありますが、誰もが同じように学び、働き、暮らす権利を持っています。しかし、障害のある人が社会参加するにはさまざまな障壁（差別）があります。

誰もがおたがいの人格と個性を尊重して支え合う「共生社会」を実現するためには、障害を理由とした差別をなくすことが欠かせません。そのために障害者差別解消法（正式には「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」）が定められました。障害を理由とする差別を解消していく責務はみなさん一人ひとりにあります。みんなでこの法律をきちんと理解し、誰もが暮らしやすい豊かな社会をつくっていきましょう。



しょうがいしゃ さべつかいしょうほう 障害者差別解消法とは

この法律の目的

この法律は、国や市区町村といった行政機関や、会社やお店などの民間事業者が、「障害を理由とする差別」をなくすための措置を定め、それを実施することで、障害がある人もない人もわけへだてなく、みんながおたがいに人格と個性を尊重しあいながら共生できる社会をつくることを目的としています。



個人事業者や非営利事業も対象です

個人事業者とは、目的の営利・非営利、個人・法人の別を問いません。一般的な企業やお店だけでなく、例えば個人事業者や対価を得ない無報酬の事業、非営利事業を行う社会福祉法人や特定非営利活動法人も対象となります。

対象となる障害のある人とは

障害者基本法で定められているすべての障害のある人（身体障害、知的障害、精神障害〈発達障害を含む〉）、そのほか心身の機能の障害がある人で、障害や社会的障壁によって継続的に日常生活や社会生活が困難になっている人）です。障害者手帳をもっていない人も含まれます。

この法律のポイント！

★障害のある人に対する「不当な差別的取扱い」と「合理的配慮の不提供」が禁止されます！（P3～5参照）

- 不当な差別をしません！
- 合理的配慮をします！



国や市区町村といった行政機関



障害のある人

- 不当な差別をしません！
- 合理的配慮をするよう努力します！



会社やお店などの民間事業者

しょうがい りゆう さべつ 障害を理由とした差別とは



① 不当な差別的取扱い

障害を理由とした差別として禁じられるひとつが、「不当な差別的取扱い」です。これは正当な理由もなく、障害があるということでサービスなどの提供を拒否したり、制限したり、また、障害のない人にはない条件をつけたりすることです。

こんなことはありませんか？

「不当な差別的取扱い」の具体的な例

例①



レストランなどの飲食店に入ろうとしたら、車いすを利用していることを理由に断られた。

例②



スポーツクラブやカルチャーセンターなどに入会しようとして、障害があることを伝えると、そのことを理由に断られた。

例③



アパートやマンションを借りようとして、障害があることを伝えると、そのことを理由に貸してくれなかった。



2 合理的配慮の不提供

障害を理由とした差別として禁じられるもうひとつが、「合理的配慮の不提供」です。これは障害のある人から何らかの配慮を求める意思の表明*があったにもかかわらず、「社会的障壁(5ページ参照)」を取り除くための必要かつ合理的な配慮をしないことです。

*知的障害などにより本人が配慮を求める意思を表明することが困難な場合には、その家族、介助者、支援者などが意思の表明をすることもできます。

こんなことはありませんか？

「合理的配慮の不提供」の具体的な例

例①



目的地に行くのにどの電車を利用すればいいのかわからず駅員にたずねたが、わかるように説明してくれなかった。

役所での会議に招かれたので、わかりやすく内容を説明してくれる人が必要だと申し出ていたが、そうした人材は用意してもらえなかった。

例②



災害時の緊急避難所で、聴覚障害があることを管理者に伝えたが、必要な情報提供は音声でしか行われなかった。

例③



「社会的障壁」とは、どのようなもの？

社会的障壁とは、障害のある人にとって、日常生活や社会生活を送る上で障壁となるもので、合理的配慮が求められる次のようなことです。

- ① 社会における事物 (通行、利用しにくい施設、設備など)
- ② 制度 (利用しにくい制度など)
- ③ 慣行 (障害のある人の存在を意識していない慣習、文化など)
- ④ 観念 (障害のある人への偏見など)

具体例

「道路の段差」



3cm程度の段差でも車いすは進めなくなります。

「書類」



難しい漢字ばかりでは、理解しづらい人もいます。

「ホームページ」



すべて画像だと読み上げソフトが機能しません。

合理的配慮として好ましい例

交通機関で電車などに乗る車いすの人を駅員などが手助けする。



視覚障害のある人に書類などの内容を読み上げながら説明する。



聴覚障害のある人に筆談など音声とは別の方法で伝える工夫をする。



今後、国の「基本方針」にもとづいて、国の行政機関や地方公共団体などを対象とした「対応要領」や、各分野の民間事業者などを対象とした「対応指針」によって、何が差別にあたるのか、合理的配慮としてどのような措置が望ましいのかといったことについて、より具体的な内容が示されていく予定です。

差別とならない場合



正当な理由がある場合

正当な理由があって、障害のある人とない人で異なる対応をした場合は、法的差別にはなりません。ただし、正当な理由は、安全の確保、財産の保全、事務や事業の目的・内容・機能の維持、損害発生防止など個別の場面や状況に応じて総合的に判断する必要があります。また、正当な理由があると判断した場合はその理由を説明しなければなりません。



過重な負担がかかる場合

障害のある人の社会的障壁を取り除くための負担が過重となる場合は、法的差別にはなりません。ただし、過重な負担は、個別の場面や状況に応じて総合的に判断する必要があります。また、過重な負担にあたりと判断した場合はその理由を説明しなければなりません。



「過重な負担」の判断要素(例)

- 事務・事業への影響の程度 (事務や事業の目的・内容・機能の維持)
- 実現困難度 (人的・体制上の制約、物理的・技術的制約、地域性)
- 費用・負担の程度 ● 事務・事業規模 ● 財政・財務状況

意思の表明がない場合

障害のある人(またはその家族、介助者、支援者など)から、社会的障壁を取り除くことを求める意思の表明がなかった場合は、合理的配慮が行われなくても、法的差別にはなりません。ただし、障害のある人に適切と思われる配慮を提案するなど、自主的な配慮に努めることが望まれています。



優遇する場合

障害のある人とない人の事実上の平等を促進、達成するために必要な特別な措置、たとえば、状況に応じて障害のある人を優遇する対応などは、法的差別にはなりません。



もっと知りたい障害者差別解消法

Q 合理的配慮を、行政機関などは「法的義務」、民間事業者などは「努力義務」としているのはなぜ?

A 合理的配慮は行政活動のほか、教育、医療、公共交通など幅広い分野を対象となり、多種多様な配慮が求められます。そこで、行政機関などは率先して取り組むように法的義務とし、民間事業者などは各分野の対応指針による努力義務として自主的な取り組みを促しています。



Q 合理的配慮の努力義務をきちんと守らなかった場合は?

A 同じ民間事業者などが繰り返し障害のある人の権利利益の侵害になるような差別を行い、自主的な改善も期待できない場合などには、その事業分野を担当する大臣が、報告を求めたり、助言・指導、勧告といった行政措置を行ったりします。



Q 日常生活の個人的な人間関係のなかでも、この法律に違反したら罰せられる?

A 障害者差別解消法は、国の行政機関や地方公共団体、民間事業者などを対象とした法律で、一般の人が個人的な関係で障害のある人と接するような場合や、個人の思想や言論は対象としていません。ただし、すべての人が障害や障害のある人への理解を深めることは大切なことです。

障害差別



Q この法律はいつからスタートする?

A 平成 28 (2016) 年 4 月 1 日からスタートします。それまでの間に、国の「基本方針」にもとづく国の行政機関や地方公共団体などを対象とした「対応要領」や、各分野の民間事業者などを対象とした「対応指針」が整備され、すべての人にこの法律の趣旨や内容を理解してもらえるように、積極的な広報活動が行われます。



みなさんの声をお聞かせください

障害者差別にかかわる相談窓口

まずは
役所の窓口へ

障害を理由とする差別にかかわる相談や紛争解決については、まず下記の担当窓口にご相談ください。そこで解決ができない場合も、その内容に応じた適切な相談窓口が紹介されます。

相談窓口	電話番号	FAX 番号
香川県障害福祉相談所	087-867-2696	087-867-3050
高松市障がい福祉課	087-839-2333	087-821-0086
丸亀市福祉課	0877-24-8805	0877-24-8861
坂出市ふくし課	0877-44-5007	0877-45-7270
善通寺市社会福祉課	0877-63-6339	0877-63-6355
観音寺市社会福祉課	0875-23-3963	0875-23-3993
さぬき市長寿障害福祉課	0879-52-2516	0879-52-2990
東かがわ市福祉課	0879-26-1228	0879-26-1338
三豊市福祉課	0875-73-3015	0875-73-3023
土庄町福祉課	0879-62-7002	0879-64-6105
小豆島町健康づくり福祉課	0879-82-7038	0879-82-5037
三木町健康福祉課	087-891-3304	087-898-1994
直島町住民福祉課	087-892-2223	087-892-3888
宇多津町保健福祉課相談支援センター	0877-49-8028	0877-49-8837
綾川町健康福祉課	087-876-1113	087-876-3120
琴平町福祉課	0877-75-6706	0877-75-6721
多度津町福祉保健課	0877-33-4488	0877-33-2550
まんのう町福祉保険課	0877-73-0124	0877-73-0111

香川県障害福祉課



ユニバーサルデザイン (UD) の考えに基づいた見やすいデザインの文字を採用しています。



環境に配慮し、古紙配合率80%以上・グリーン購入法総合評価値80以上の用紙及び植物油インキを使用しています

禁無断転載©東京法規出版
SG030050-P13

紛争解決のサポート

建設的な対話を通じた互いの歩み寄りをして、問題が解決しないときは、その解決をサポートする体制を整えています。

まずは相談！

障害を理由とする差別に関する相談ごとや、お困りごとがあれば、まずは相談窓口にご相談ください。

県では **香川県障害福祉相談所** に相談窓口を設置し、相談を受け付けています。

香川県障害福祉相談所

電話：087-867-2696

FAX：087-867-3050

〒761-8057 高松市田村町 1114
(かがわ総合リハビリテーションセンター内)

相談時間 平日 8:30~17:15

★お住まいの市や町の障害福祉担当課でもご相談いただけます。

自治体名	相談電話	自治体名	相談電話
高松市	087-839-2333	土庄町	0879-62-7002
丸亀市	0877-24-8805	小豆島町	0879-82-7038
坂出市	0877-44-5007	三木町	087-891-3304
善通寺市	0877-63-6339	直島町	087-892-2223
観音寺市	0875-23-3963	宇多津町	0877-49-8028
さぬき市	0879-52-2516	綾川町	087-876-1113
東かがわ市	0879-26-1228	琴平町	0877-75-6706
三豊市	0875-73-3015	多度津町	0877-33-4488
各市町の相談窓口		まんのう町	0877-73-0124

事業者からの相談も

相談窓口では、障害のある人からの相談だけでなく、障害のある人に配慮等を提供する事業者からの相談も受け付けています。

「こんな場合は、どうすればいいのか？」

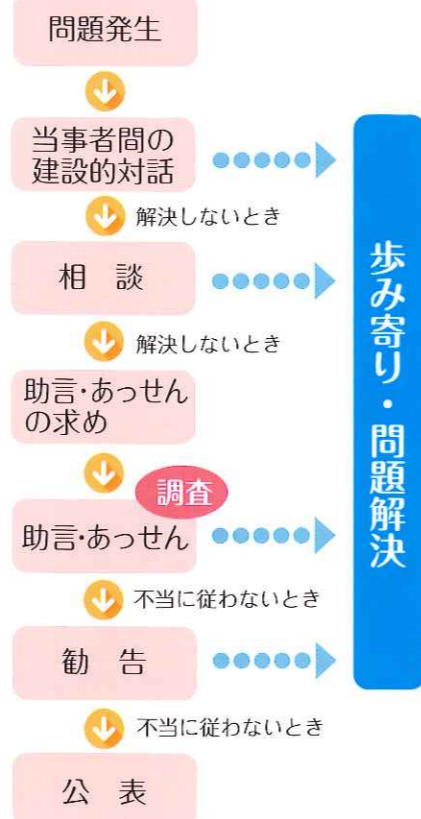
「どう対応していけばいいんだろう？」

などといった、障害のある方への接し方や、望まれる対応、事業者の皆さんが抱く疑問等、紛争発生未然防止の観点での相談も歓迎します。

相談で解決しないとき

相談窓口では、相談があれば、その相談内容に応じて、相談者に必要な助言、情報の提供等を行い、また、相談に関係する関係者間の調整や、関係行政機関へ通告や通報を行うことで、問題の解決が図れるよう努めます。

しかしながら、こうした相談でも問題が解決しない場合には、**助言・あっせん** をすることを知事に求めることができます。



条例では、勧告、公表という制度まで規定していますが、なにより、配慮を求める側、提供する側の双方が建設的対話により問題解決することが望まれます。

条例についての
出前型講座
実施します！

かがわの障害福祉情報

香川県健康福祉部障害福祉課

〒760-8570 香川県高松市番町四丁目 1-10
電話 087-832-3291 FAX 087-806-0240
E-Mail shogaifukushi@pref.kagawa.lg.jp



新条例 香川県

障害のある人もない人も 共に安心して暮らせる社会づくり条例

平成 30 年 4 月 1 日施行



新しい条例ができました！

障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し、支え合いながら共生する社会を実現しようとするものです。

障害のある人の社会参加は制約されています。阻んでいるのは、その障害の特性だけではありません。障害や障害のある人に対する偏見や誤解、理解不足なども阻害要因のひとつになっています。

このため、私たちに求められることは、障害に対する理解を深めること、そして、障害のある人の日常生活や社会生活上の障壁（バリア）を、建設的な対話を通じ、互いの理解と歩み寄りで、取り除く努力です。

さあ、ページを開いて、障害のある人もない人も共に安心して暮らせる社会の実現に向けて、どう取り組むことが必要なのか確認しましょう。

条例の用語

障害のある人 身体障害や知的障害、精神障害、難病が原因の障害など、心身の機能の障害があって、その障害や社会的障壁のために継続的に日常生活や社会生活に相当な制限を受ける状態にある人。
障害者手帳を持っている人に限りません。

社会的障壁 障害がある人にとって日常生活や社会生活を営む上で障壁（バリア）となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のもの。

もっと詳しく◆社会的障壁

- 事物：段差などバリアフリー化されていない施設や設備など物理的なもの
- 制度：利用しにくい制度、障害を理由として設けられた制限やルールなど
- 慣行：会議に点字資料や手話通訳がないなど障害のある人の存在を意識していない慣習や文化
- 観念：障害のある人に対する偏見など意識上のもの

みんなで取り組む

県の責務 県民や事業者の障害や障害のある人に対する理解を深め、障害を理由とする差別の解消に関する施策を総合的・計画的に実施します。

情報の提供や助言を行うなど、市町と連携し、市町が実施する障害を理由とする差別の解消に関する施策を支援します。

市町の役割 地域の実情に応じて、障害等に対する住民の理解を深めるとともに、障害を理由とする差別の解消に関する施策の推進に努めます。

県民・事業者の役割 障害や障害のある人に対する理解を深めるとともに、県や市町が実施する障害を理由とする差別の解消に関する施策に協力します。

障害のある人やその家族等が障害による生活上の困難軽減のための支援を求めやすい社会の実現を目指します。

障害のある人も 障害のある人は、必要とする適切な支援を得るため、また障害等に対する理解が促進されるよう、自らの障害の特性や社会的障壁を除去するために必要な支援について、可能な範囲で周囲に伝えます。

条例の目的

全ての県民が、障害のあるなしによって分け隔てられることなく、互いに人格と個性を尊重し、支え合いながら共生する社会を実現すること。

このため、条例では、障害を理由とする差別の解消について、**基本理念** を定める、県の **責務** や市町の **役割** 等を明らかにする、障害を理由とする差別の解消に関する **施策の基本的事項** などを定めています。

それぞれの責務と役割を規定
(県の責務・市町の役割
県民・事業者の役割)

県は、ガイドラインの作成などにより理解促進に努める
(障害のある人も理解促進に協力)

社会全体で取り組む

県、市町、県民等が、相互協力し、社会全体で取り組む必要がある。

障害等への理解促進

すべての県民が障害及び障害のある人に対する理解を深める必要がある。

合理的配慮

合理的配慮による社会的障壁の除去で障害のある人の社会参加は促進される。

~条例の目指すところ~ 共生社会の実現

建設的な対話による紛争防止

尊厳の尊重

すべての県民は、障害の有無によらず尊厳の尊重とその尊厳にふさわしい生活が保障される。



相互理解と歩み寄り

紛争防止・解決は、当事者の相互理解と対等な立場での建設的対話による。

7つの基本理念

状況に応じた配慮

すべての障害のある人は、その困難な状況に応じた配慮がなされる。

訪れる人にも配慮

県外から訪れる障害のある人にもその状況に応じた配慮がなされる。

たった**1**つの禁止行為

何人も、障害のある人に対して、障害を理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない。

理解を深める

条例が目指している【**障害を理由とする差別の解消**】と【**共生社会の実現**】に必要なことの一つが、**障害や障害のある人への理解を深める**ことです。

条例では、障害を理由とする差別など、障害のある人の権利利益を侵害する行為を防止するため、【福祉サービス、雇用、労働その他障害のある人の日常生活又は社会生活に関する分野において特に配慮すべき事項を別に定める】としていて、県民の皆さん、事業者の皆さんが、障害や障害のある人への理解が深められるよう**ガイドラインの作成**をします。

ガイドライン

福祉サービスや医療、雇用・労働、教育など障害のある人と関わりが深く、対応に配慮が必要な**分野別**に、不利益な取扱いに該当する可能性のある例や合理的配慮の例をまとめるとともに、視覚障害、聴覚障害などの**障害別**に、障害の特性と、その障害のために困っていること、必要としている配慮について記載しました。

障害への理解を深めるためにご活用ください。障害福祉課のホームページでも確認いただけます。

かがわの障害福祉情報

互いの歩み寄り

配慮を求める側と配慮を提供する側は対立する立場ではありません。協力して目標とする共生社会づくりを進める同じチームのメンバーです。自らの主張のみではなく、互いに相手の事情等を考慮しながら、互いを理解し、対等な立場での建設的な対話を通し、互いに歩み寄ることで、代替措置も含め、場面に応じた最善の策を共に検討することが求められています。

配慮等を求める側
(障害のある人)



配慮等を提供する側
(事業者等)

※障害の種別や程度は、百人百様であることから、障壁の程度も必要とされる配慮も人により異なります。

このため、配慮等を求める側も、「とにかく対応しろ」ではなく、適切な配慮を得るため、相手方に自らの状況等を伝えるなど、積極的な対話が望まれます。

当事者間の建設的対話でも解決できないときは▶▶▶